

産 商 商 第 1 3 4 号

平 成 1 5 年 8 月 2 0 日

株式会社 マツモト
代表取締役 松本 隆文 様

京都市長 梶 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成14年12月26日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン上桂店
京都市西京区上桂北村町10外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗西側の桂川街道における来店客車両による短時間駐車等の違法駐車の防止について、交通整理員の配備を強化することや店舗内に掲示を行い来店者に対して周知徹底を図ることなどの適切な対応が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日13,920台、休日11,861台（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号7017(西京区上桂北村町)）である市道久世梅津北野線（桂川街道）に面しており、都市計画上の第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に低層住宅及び道路を隔てて駐車場が、東側及び西側には、道路を隔てて駐車場、住宅等が、南側には畑が位置している。

なお、店舗西側の桂川街道において、来店客車両によるものと思われる短時間駐車に係る違法駐車が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、通学時の荷さばき施設への車両の進入方法及び店舗西側の桂川街道における短時間駐車に対する苦情が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、荷さばき施設への車両の進入方法、退店車両の誘導及び違法駐車を懸念するものの1件であった。

意見の概要については、以下のとおりである。

- ・ 荷さばき施設への車両の進入については、出店時の申し合わせを遵守すること
- ・ 立体駐車場からの車両の出入りが円滑に行われておらず、周辺道路の渋滞を招いていることから、立体駐車場からの左折出場を禁止すべきである。
- ・ 桂川街道沿いの違法駐車が交通渋滞を招いていることから、桂署と連携して違法駐車対策を強化すること

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等については、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

また、駐車場の収容台数の減少により、駐車場利用者による来店客に比べて、収容台数の不足を生ずることが懸念される。

駐車場の利用者の増加について、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されること、また、駐車場の収容台数の減少についても、ピーク時の来客数の実績が減少後の収容台数を下回っていることから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加について、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想さ

れるため、収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が18%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.70dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗西側の桂川街道における来店客車両による短時間駐車等の違法駐車の防止について、交通整理員の配備を強化することや店舗内に掲示を行い来店者に対して周知徹底を図ることなどの適切な対応が望まれる。